参考資料

清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議 開催要領
（平成 27 年８月４日施行）

（目的）
第１条　まち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条の規定に基づく清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の推進等を図るため、専門的見地から意見を聴取することを目的とする。

（協議事項）
第２条　清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）が協議する事項は、次に掲げるものとする。
⑴　人口ビジョンの策定に関すること。
⑵　総合戦略の策定及び進行管理に関すること。
⑶　前２号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関すること。

（組織）
第３条　推進会議は、次に掲げる者のうちから委員１０人以内で組織する。
⑴　学識経験者
⑵　産業関係団体の代表者
⑶　行政機関の代表者
⑷　教育機関の代表者
⑸　金融機関の代表者
⑹　労働関係団体の代表者
⑺　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（会議）
第４条　推進会議の会議（以下「会議」という。）は、市長が召集する。
２　会議には、必要に応じて、座長を置くことができる。
３　座長を置く場合は、委員の中から市長の指名により選任し、座長が会務を総理する。
４　会議においては、座長を置く場合、座長が議長となる。
５　座長に事故があるとき、又は座長がかけたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
６　推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（会議の公開）
第５条　会議は、原則として公開する。ただし、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（議事録の作成及び公表）
第６条　市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表する。

（庶務）
第７条　推進会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

（雑則）
第８条　この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議 公開等

清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成 18 年３月 29 日告示第 24 号）第３条において、附属機関等の会議は、個人に関する情報等を審議する場合を除いては、原則として公開することとされています。

また、附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、附属機関等の長が、当該会議に諮って行うこととされています。

このことから、清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の公開等について、次のとおり定めることとします。

１　会議開催の事前公表
○　会議の開催の日前７日までに、清須市ホームページで公表する。

２　会議の傍聴
○　認める。
○　傍聴人の定数は５人とする。
○　傍聴希望者が定数を超えるときは、先着順により傍聴人を決定する。

３　会議録等
○　会議の概要、会議録及び配付した会議の資料等は、清須市ホームページで公表する。
○　会議録には委員名を含むものとする。
○　会議録の内容について適正を図るため、座長は毎回の会議において、会議録署名委員２名を指名し、会議録への署名を求めるものとする。
○　会議録の内容は、次のとおりとする。
⑴　開催日時、開催場所
⑵　議題
⑶　会議資料
⑷　公開・非公開の別
⑸　傍聴人の数
⑹　委員の出欠状況
⑺　事務局の出席者
⑻　会議の内容
⑼　会議録の署名委員
⑽　その他必要な事項